

はじめに 本準備書面の目的

本準備書面は、第1に、1052名の原告の生年月日、帰国年月日、判明・未判明の別、生活保護受給状況（提訴時・現在）などの基礎的なデータから、被告の早期帰国実現義務違反及び自立支援義務違反が原告らにいかにより重大な被害を及ぼしているかを明らかにするものである。

第2に、本訴は原告数がきわめて多数に上り、原告ら全員が裁判所に出頭することが不可能であることから、それぞれの原告の顔写真を各自の基礎データに付した一覧表によって、公正な判決を待ち望む1052名の原告らの姿を裁判所に認識し、実感していただくことをも目的とする。

本準備書面を作成するにあたり、現時点での生活保護受給者数を調査したところ、各提訴時から合計114名もの新たな生保受給者が増加している事実が判明した。また、12名の原告の死亡が確認され、うち6名は本年になってからの死亡であった（他に1次訴訟原告も1名死亡している。）。これらの数字は、今後、原告らの高齢化が進むにつれて、生活保護受給率も、死亡者数も、加速度的に増えていくことが確実であることを示しており、このことから中国「残留孤児」問題の全面的な解決が一刻の猶予も許されない焦眉の課題となっていることは明らかといえる。

本準備書面では、以下に、帰国した全国の中国「残留孤児」約2500名の半数近くを占める本訴原告らに共通する基本的な被害事実を括り出し、原告らが置かれている客観的状況を概観し、もって、先般提出した第1次訴訟の詳細な主張立証とともに、被告の義務違反と原告らが置かれている状況との関連、及びその被害の深刻さを明確にする。

1 1052名の原告の概要と年齢構成

(1) 各訴訟の人数及び死亡者

2次訴訟から5次訴訟までの合計1052人の原告らの、氏名、性別、生年月日、終戦時年齢、帰国年月日、帰国時年齢、現在年齢、帰国後年数、身元判明の有無、現時点における生活保護受給の有無、生活保護受給の時期は、本書面の別紙1頁以下に、原告各人の顔写真とともに特定したとおりである。本準備書面で扱うデータは、全てここで特定する1052名の原告ら個々人の具体的データに基づく。

各訴訟の提訴年月日と原告数（提訴時原告数と現在原告数の差は、訴え取下者）は、表1のとおりである。

なお、各訴訟の訴え取下者の合計は18名であるが、そのほとんどは訴訟救助を受けられないことを理由としたものであり、すべて第1回口頭弁論期日前に取下げられている。このうち9名は、再提訴などにより結局、本訴原告に加わっている。

《表1》原告概要

	第2次	第3次	第4次	第5次	合計
事件番号	平成14年 (ワ)第27908号	平成15年 (ワ)第21768号	平成16年 (ワ)第20946号	平成17年 (ワ)第13185号	
提訴年月日	H14.12.20	H15.9.24	H16.10.4	H17.6.30	
提訴時原告数	597人	330人	126人	17人	1070人
現在原告数	589人	321人	126人	16人	1052人

現在原告数の1052名のうち、前述のとおり、既に表2記載の12名の原告が訴え提起後に、判決を待たずに死亡している。

以下に述べる統計処理上の数字は、現時点における生活保護の受給状況をめぐり数字を除き、死亡原告についても全て対象として計算をしている。

(略)

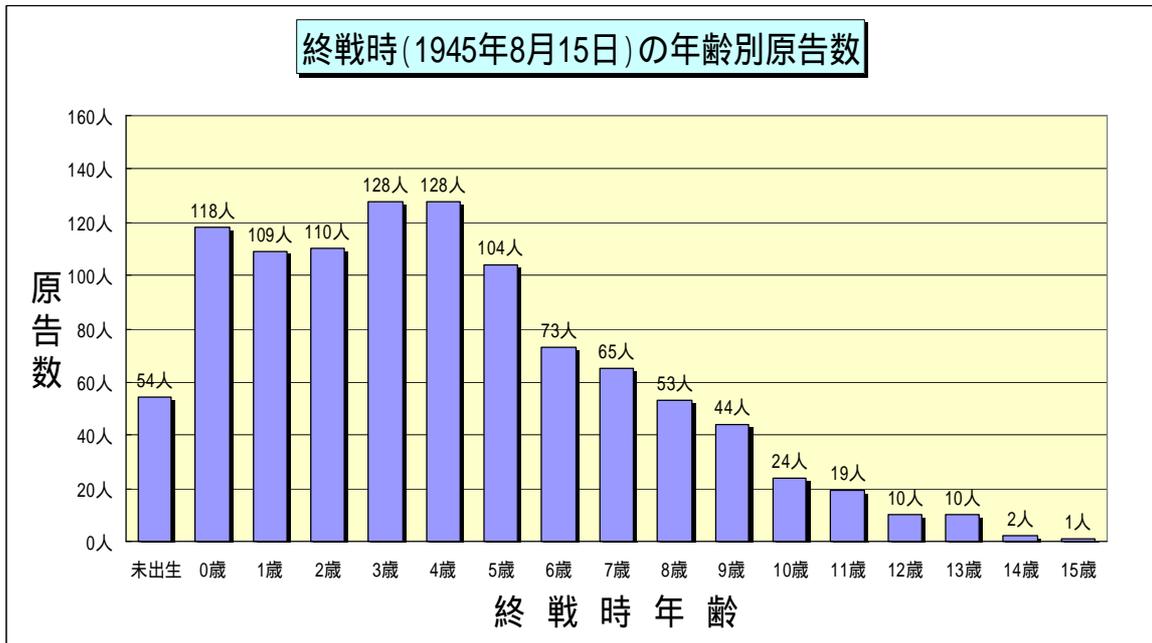
(2) 年齢構成及び性別

現時点における原告らの平均年齢は、65.26歳であり、最も若い者は満57歳(2次548番三原操)、最も高齢な者は、満77歳(2次136番小関みよ子)である。男女比は、男性434人、女性618人で、女性が約6割を占めている。

図1のとおり、原告らの年齢構成を終戦時点(1945年8月15日)での原告らの年齢を基準にして分類してみると、原告らが置かれた過酷な状況がよく理解できる。実に、原告らの770人(73.2%)に上る者が、終戦時の混乱時点で0歳から6歳までの乳児・幼児であったのである。

このような敗戦時点における原告らの年齢分布は、体力もなく、自力で生存する能力のない乳児・幼児ほど、親が死亡したり親とはぐれたりした場合に帰国の可能性が閉ざされ、また親も子の生命を守るために中国人に子どもを預けたことが多かった事実を示すものといえる。この厳然たる数字は、本件と同種事案である平成18年12月1日の神戸地裁判決(甲総155の1、以下「橋詰判決」という。)のいう「無慈悲な政策」による犠牲が、とりわけ弱い乳児・幼児に集中したことを裏付けている。

《図1》



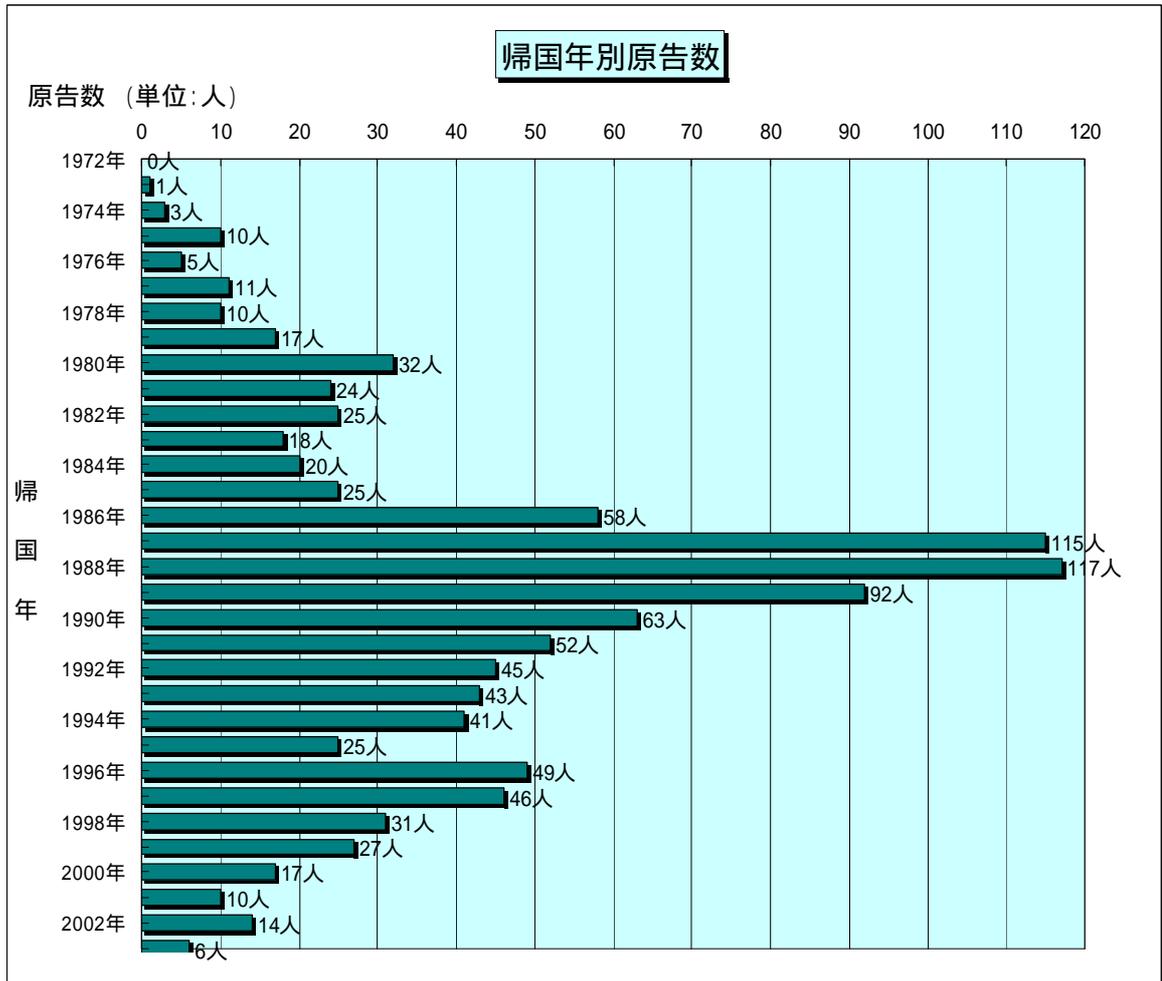
2 帰国年ごとの原告数

(1) 概要

原告らのうち最も早く帰国した者は、日中国交回復の翌年の1973(昭和48)年6月27日に帰国しており(2次452番山田良)、最も遅く帰国した者は、2003(平成15)年7月24日に帰国している(4次66番山田拓)。帰国時の平均年齢は、満48.26歳、原告らの帰国後の日本での居住年数の平均は、16.52年である。

原告らを帰国年ごとに集約すると、図2のとおりとなる。図2のデータは、後記の別表1の整理に基づくものであり、図2及び別表1の数字から、被告の中国「残留孤児」に対する帰国政策が、いかに原告らの早期帰国を阻害していたかがわかるといえる。以下には、この点について時期を追って分析する。

《図 2》



(2) 1972(昭和47)年～1985(昭和60)年

1972(昭和47)年9月に日中の国交が正常化したが、1970年代に帰国した原告は著しく少なく、わずか57名で全体の5%に過ぎない。

1980(昭和55)年にはいったん32名となるが、その後1985(昭和60)年まで、24名、25名、18名、20名、25名と、極めて低水準で推移している。この6年間の合計は144名で全体の13%である。

すなわち、国交正常化から1985(昭和60)年までの約13年間に帰国した原告は、わずか201名、全体の19%にとどまっている。これは、被告が日中の国交が正常化したにもかかわらず、中国「残留孤児」を早期に帰国さ

せる政策をまったく持たなかったことの証左である。

とりわけ、1981(昭和56)年には訪日調査が始まったにもかかわらず、1985(昭和60)年までほとんど帰国原告数が増加していない事実は、「孤児」を帰国させる政策を伴わない訪日調査が永住帰国に直結するものではなかったことをよく示している。この点はまた後に述べる。

(3) 1986(昭和61)年～1990(平成2)年

1986(昭和61)年、帰国原告数は、前年の25名から58名へと倍増し、1987(昭和62)年には115名と再び前年から倍増して1988(昭和63)年の117名が帰国原告数のピークとなっている。その後1989(平成元)年には92名に減少し、1990(平成2)年の帰国原告数は、63名となった。この5年間の帰国原告数は、445名、全体の42%に上る。

1987(昭和62)年から1989(平成元)年までの3年間に絞れば、324名、全体の30%である。厚生労働省の統計でも、1987(昭和62)年が帰国のピークとなっており、本訴原告らの帰国年の分布は、中国「残留孤児」全体の状況と一致している。

この時期に帰国者が激増したのは、1985(昭和60)年3月の通知で身元引受人制度が創設され、未判明孤児であっても永住帰国が認められることになったためであるが、この点も後述する。

(4) 1991(平成3)年～2003(平成15)年

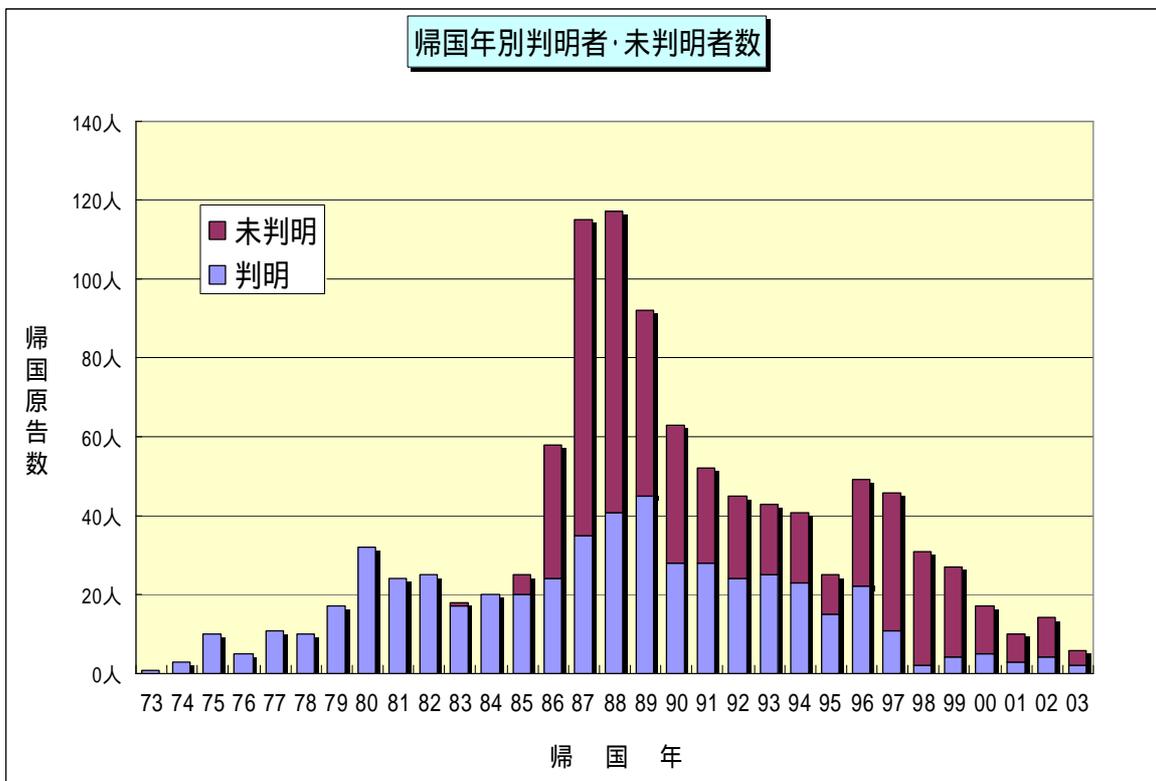
1991(平成3)年以降は、52名、45名、43名、41名と漸減し、1997(平成9)年までは概ね40名台、2000(平成12)年以降は10名台、2003(平成15)年は6名である。このような分布状況も厚生労働省統計と同様である。

3 帰国年ごとの原告数における判明・未判明の数・率

(1) 概要

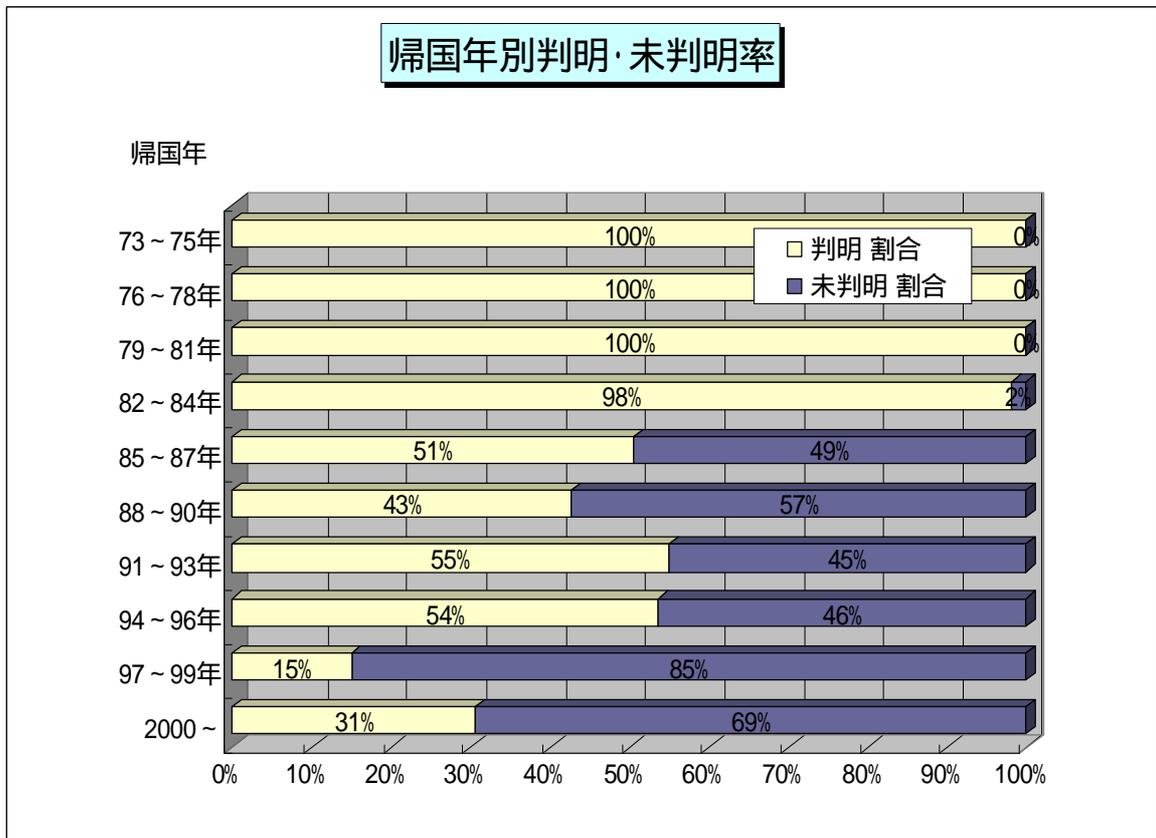
1052名の原告のうち身元の判明している者は、536名、未判明の者は516名でほぼ同数であるが、身元判明の有無は、原告らがいつ帰国できたかということと深い関係を有している。このことを示すのが図3である。同図は、帰国年ごとの原告数につき、身元判明・未判明の数を出したものである。

《図3》



次頁の図4は、帰国年別の判明者・未判明者の比率を3年ごとに対比したものであり、判明・未判明の別が、帰国年により顕著に異なる傾向を示していることがわかる。

《図4》



(2) 被告の政策による身元未判明孤児の帰国妨害

図3及び図4を見ると、1972（昭和47）年から1984（昭和59）年までの間、未判明の原告はまったく帰国できなかったことがよくわかる。未判明原告は、この間わずかに1983（昭和58）年に1人が帰国したのみである。

1987（昭和62）年以降、帰国者数は激増しているが、図3を見るとわかるとおり、判明原告の数はさほど増えておらず、この時期の帰国者数を一気に押し上げたのは未判明原告だったことが一目瞭然である。これは明らかに、1985（昭和60）年3月に創設された身元引受人制度により、ようやく身元未判明孤児に永住帰国の道が開かれたことの現れである。逆に言えば、それまで、被告が身元のわからない「孤児」を外国人扱いして身元保証人を要求し、

また親族による帰国旅費申請を要求し、更に国として何らの受け入れ態勢も持たなかったという制度的障害のために、身元未判明孤児は帰国したくても帰国することができなかった事実を表している。まさに橋詰判決が、「法律の根拠も合理的理由もなしに、残留孤児の帰国を制限する違法な措置」であったと断じたところである（甲総155の1，188頁，189頁）。上記の図3及び図4から見てとれる傾向は、このような政策による帰国妨害を、動かぬ事実として突きつけているものといえる。

この一事を見ても、国交回復後においても、被告が早期帰国実現義務を果たさずに、原告ら孤児の帰国を遅延させていたことは明らかである。

(3) 肉親探しだけでは判明孤児の永住帰国は実現できなかったこと

1981（昭和56）年から始まった訪日調査の概要をまとめると、表3のとおりである（乙125参照）。

《表3》 訪日調査概要

実施年	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
訪日人員	47人	60人	105人	140人	360人	672人	204人	35人	57人	83人
判明者数	30人	45人	62人	66人	114人	225人	51人	12人	9人	16人
判明率	63.8%	75.0%	59.0%	47.1%	31.6%	33.5%	25.0%	34.3%	15.8%	19.3%

訪日人員は、1985（昭和60）年には360名、1986（昭和61）年には672名にまで増えた。判明率は低下の傾向を辿ったが、それでも1985（昭和60）年には114名、1986（昭和61）年には225名の身元が訪日調査によって判明している。訪日調査を開始した1981（昭和56）年と1986（昭和61）年の判明数を比べれば、その数は実に7.5倍も増えているのである。

ところが、本訴原告のうち身元判明原告の帰国者数をみると、訪日調査における身元判明数の増加にともなって帰国者数が増えているとは言い難いこと

がわかる。

例えば、訪日調査での身元判明数のピークは、前述のとおり、1986（昭和61）年の225名であるが、この年に帰国した判明原告は24名であり、訪日調査が始まった1981（昭和56）年に帰国した判明原告と同数である。つまり、訪日調査開始後5年たっても、判明原告の帰国者数は変わっていないのである。

また、帰国した判明原告数をもっとも多いのは、訪日調査での身元判明のピークの3年後である1989（平成元）年の45名だが、訪日調査が始まる前の1980（昭和55）年にも32名の判明原告が帰国していることに照らせば、微々たる増加に過ぎないことは明らかである。

このように、訪日調査の最盛期にありながら、判明孤児で帰国した原告数が少ないことは、肉親探しの訪日調査だけでは原告らの帰国が実現しなかったことの端的な証拠である。被告は、身元が判明した孤児の帰国はあくまでも親族間の問題であるという立場を崩さず、親族の身元保証人および親族による帰国旅費申請を要求した。そのために、訪日調査で40年ぶりに肉親と巡りあえた孤児も、身元が判明したことがかえって帰国の障害となることがきわめて多かった。これもまた、橋詰判決が、「法律の根拠も合理的理由もなしに、残留孤児の帰国を制限する違法な措置」と断じたところであって（甲総155の1，188頁，189頁）、このような被告の対応も被告の早期帰国実現義務違反を根拠付ける事実であることは明らかである。

(4) 特別身元引受人制度は役に立たなかったこと

被告は、1989（平成元）年7月、永住帰国について在日親族の同意を得られない身元判明孤児のため「特別身元引受人」の制度を設けたが、親族が「長期にわたる説得に応じない」などの要件や、親族に特別身元引受人による帰国を承諾する「確認書」を提出させるなどの要件を課し、しかも特別身元引受人制度そのものを周知させなかったため、上記制度はまったく機能しなかった。

図3(別表1)でも,判明原告の帰国者数は,1989(平成元)年45名,1990(平成2)年28名,1991(平成3)年28名,1992(平成4)年24名と漸減しており,「特別身元引受人」制度の創設を境に判明孤児の帰国が増えた形跡はまったく見られない。

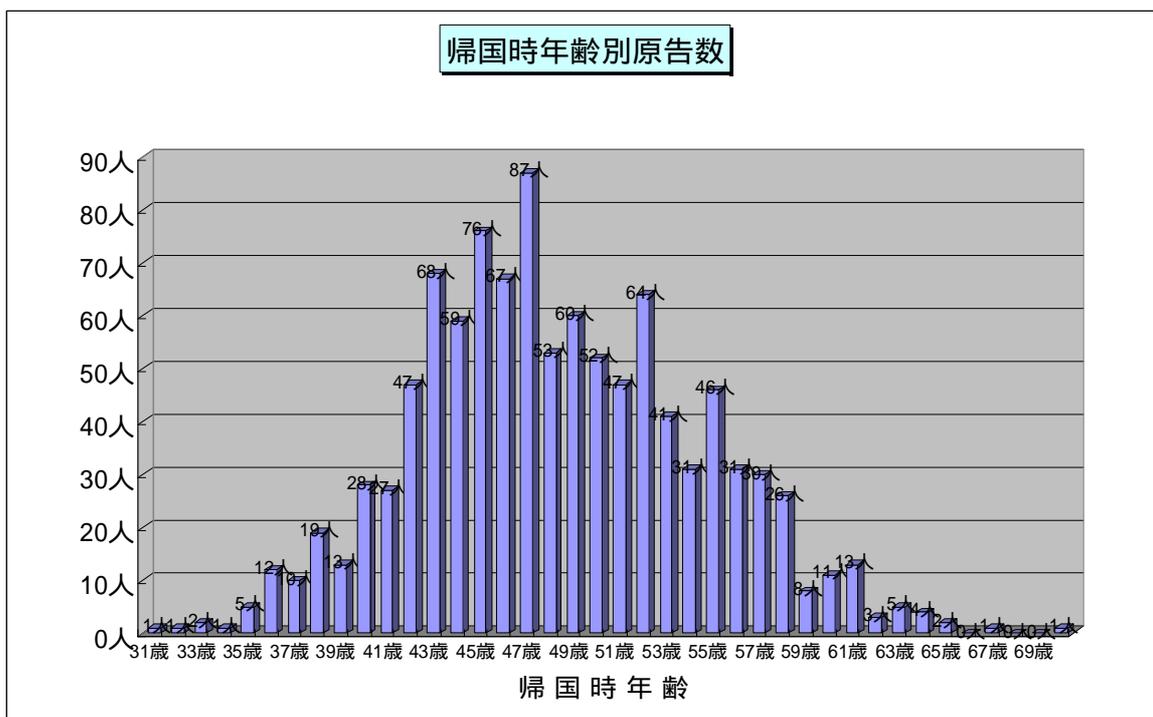
これは,特別身元引受人制度がまったく役に立たなかったこと,及び,被告が孤児を外国人扱いしてその帰国に身元保証人を要求する方針を判明孤児について原則として改めなかったことが,1990年代になっても原告らの帰国を妨げていた事実を裏付けるものである。この事実も被告が早期帰国実現義務に違反したことを示している。

橋詰判決も特別身元引受人制度を「法律の根拠も合理的理由もなしに,残留孤児の帰国を制限する違法な措置」と断じている(甲総155の1,190頁)。

5 帰国時年齢ごとの原告数

図5及び別表2は,帰国時年齢ごとの原告数を明らかにしたものである。

《図5》



帰国時の最多年齢は47歳,87名である。帰国した原告らを,31~35歳,35~40歳というように帰国時の年齢5年ごとに分類してみると,46~50歳で帰国した原告が319名,30%ともっとも多い。帰国時年齢41~55歳の原告数は825名,全体の78%に上る。改めて,中高年といわれる年齢になってから帰国した原告がほとんどであることが明らかになった。

他方で,39歳以下で帰国した原告はわずか64名,全体の6%に過ぎない。前述のとおり,1945(昭和20)年の敗戦時6歳以下だった原告が全体の77%を占めるのであるから,せめて1979(昭和54)年までに帰国が実現できていれば,8割近い原告は30歳台のうちに帰国していたことになる。そうであれば,日本語習得や就労もずっと容易だったはずであり,原告らが日本社会で自立した生活を営むことができた可能性は,現状に比べはるかに高かった。

敗戦時年齢でもっとも多いのは3歳及び4歳であり(計256名,24.3%,図1参照。),帰国時年齢でもっとも多いのは47歳である(87名,8%,図5参照。)。ここから導かれる典型的な原告の姿は,敗戦から43~44年間もの間,中国の地に置き去りにされ帰国できなかった者達ということになる。帰国の遅れという問題だけをとってみても,何という長期にわたる被害であろうか。

6 生活保護受給者数

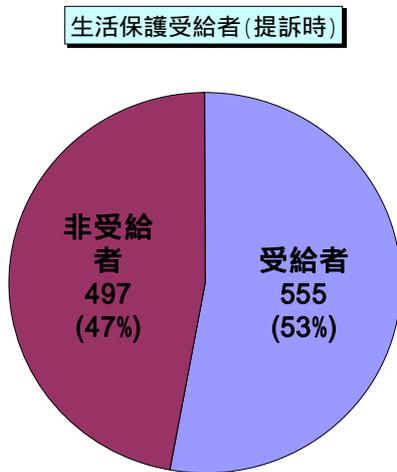
表4及び図6は,原告らの生活保護の受給状況を,提訴時と現在に分けて明らかにしたものである。

《表4》 提訴後の生活保護受給状況の変化

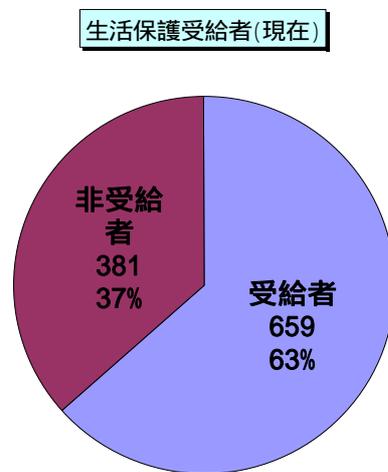
	受給者		非受給者		合計
	原告数	割合	原告数	割合	
提訴時	555人	53%	497人	47%	1052人
現在	659人	63%	381人	37%	1040人

提訴時、生活保護受給者は555名(53%)であったが、現在、114名増え、659名(63%)に達している(単純比較は、+104名であるが、死亡原告のうち10名が生活保護受給者であったため、提訴時に生活保護非受給でその後生活保護受給者に転じた者は、この10名を足した114名となる。なお、受給から非受給へ変わったものは1名もいなかった。)

《図6-1》



《図6-2》



厚生労働省の統計によれば、日本国民全体における生活保護率は、2002(平成12)年で0.98%、2004(平成16)年で1.11%とされている。国民平均の50倍、60倍という原告らの生活保護受給率の高さは尋常ではなく、このような顕著な傾向は、帰国の著しい遅れと自立支援策の極端な乏しさという、原告らに共通する要因によるものであることは明らかである。

しかも、本件原告の例で明らかとなっており、生活保護受給率の著しい高さは、更に年々その傾向を増しているのである。第2次訴訟の提訴は2002(平成14)年12月20日であり、わずか約4年の間に生活保護の受給を開始した原告が112名、全体の10%もいることは、原告らの高齢化に伴って生活保護受給者が激増しつつあることを、はっきりと示している。

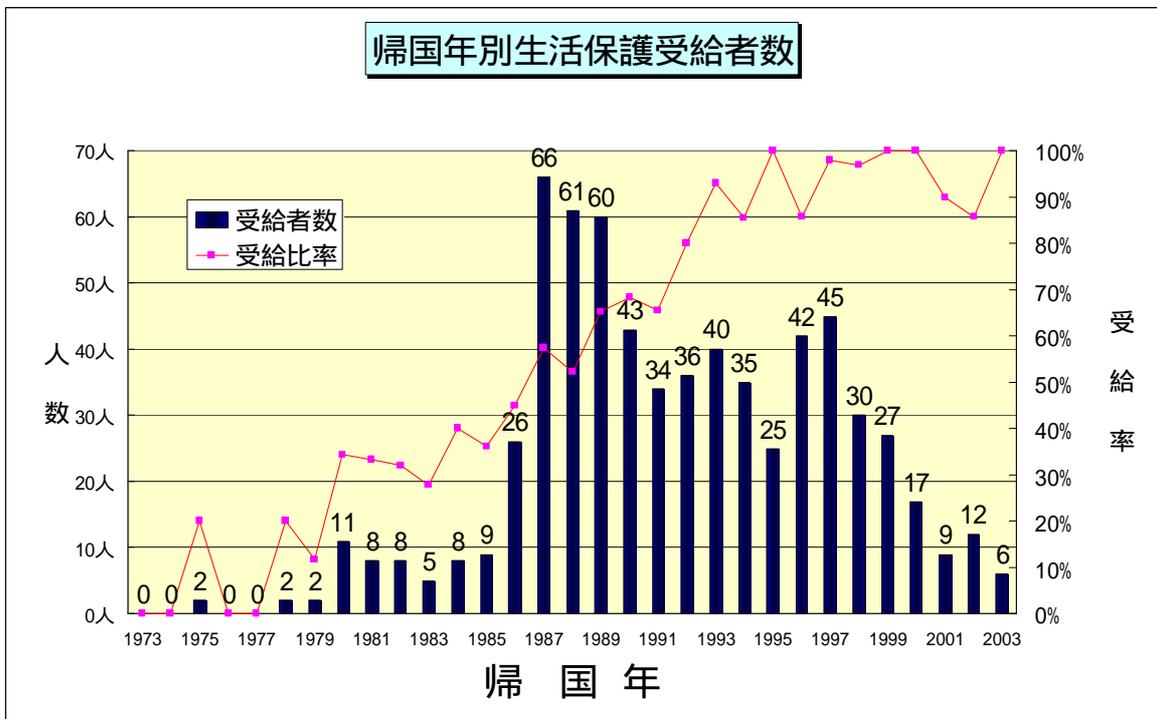
7 帰国年と生活保護受給との関係

図7のグラフは、帰国年ごとの原告のうち現在の生活保護受給者数とその割合を明らかにしたものである。

1979(昭和54)年までに帰国した原告57名中、生活保護受給者は6名であり、受給率は10%と、国民一般の10倍ではあるが、相対的に低い。

ところが、1980(昭和55)年になると、前年の12%から34%に跳ね上がり、1986(昭和61)年まで漸増しつつ概ね30~40%台となる。ところが帰国のピークである1987(昭和62)年になると、前年の45%から57%に跳ね上がり、1991(平成3)年まで増加しながら50~60%台となる。1992(平成4)年にはいきなり80%となり、1993(平成5)年は93%、1995(平成7)年には100%に達し、以後は母数も減少するものの、100%ないしそれに近い比率で推移する。

《図7》



以上により、帰国が遅ければ遅いほど原告らの自立が困難となっていることが

明らかである。

8 帰国時年齢と生活保護受給との関係

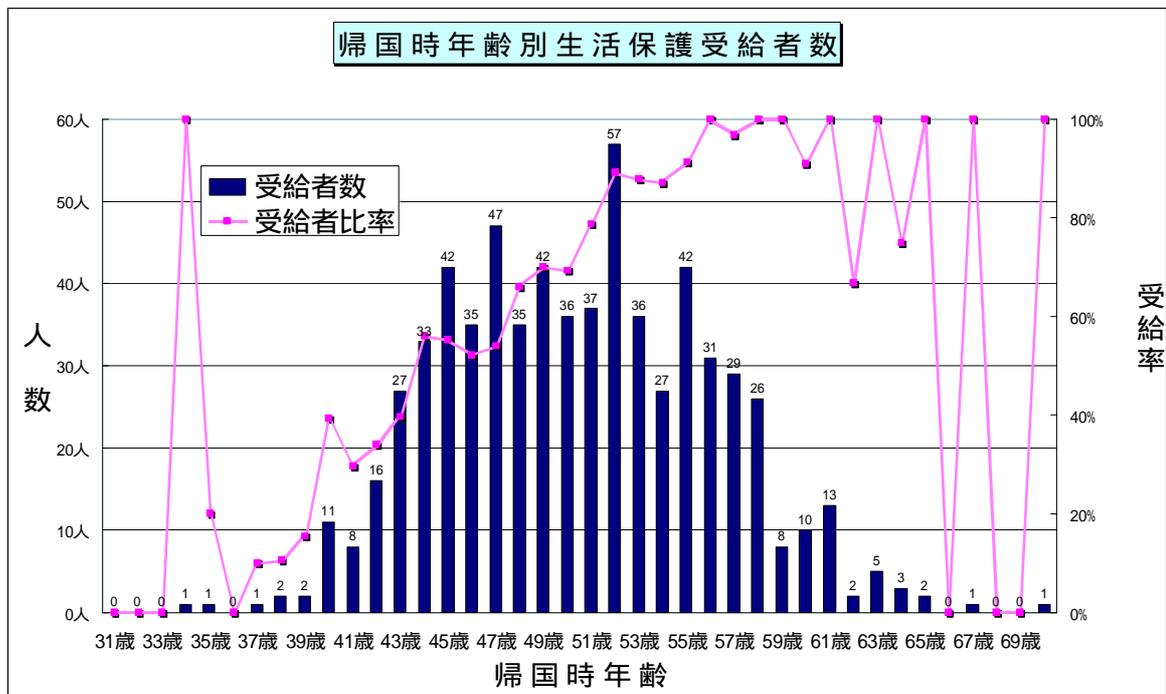
図8のグラフは、帰国時年齢別の生活保護受給者数とその受給率を表したものである。(受給率については別表2参照)

39歳までに帰国した原告64名中、生活保護受給者は7名であり、受給率は10%である。国民一般の10倍ではあるものの、相対的に低い。

ところが40歳になると前年の15%からいきなり39%に跳ね上がり、44歳で56%、48歳で66%、51歳で79%、52歳で89%と、年齢を重ねるごとに受給率は飛躍的に上昇し、56歳で100%となる。56歳以上は母数も減るが、概ね100%とあってよい。

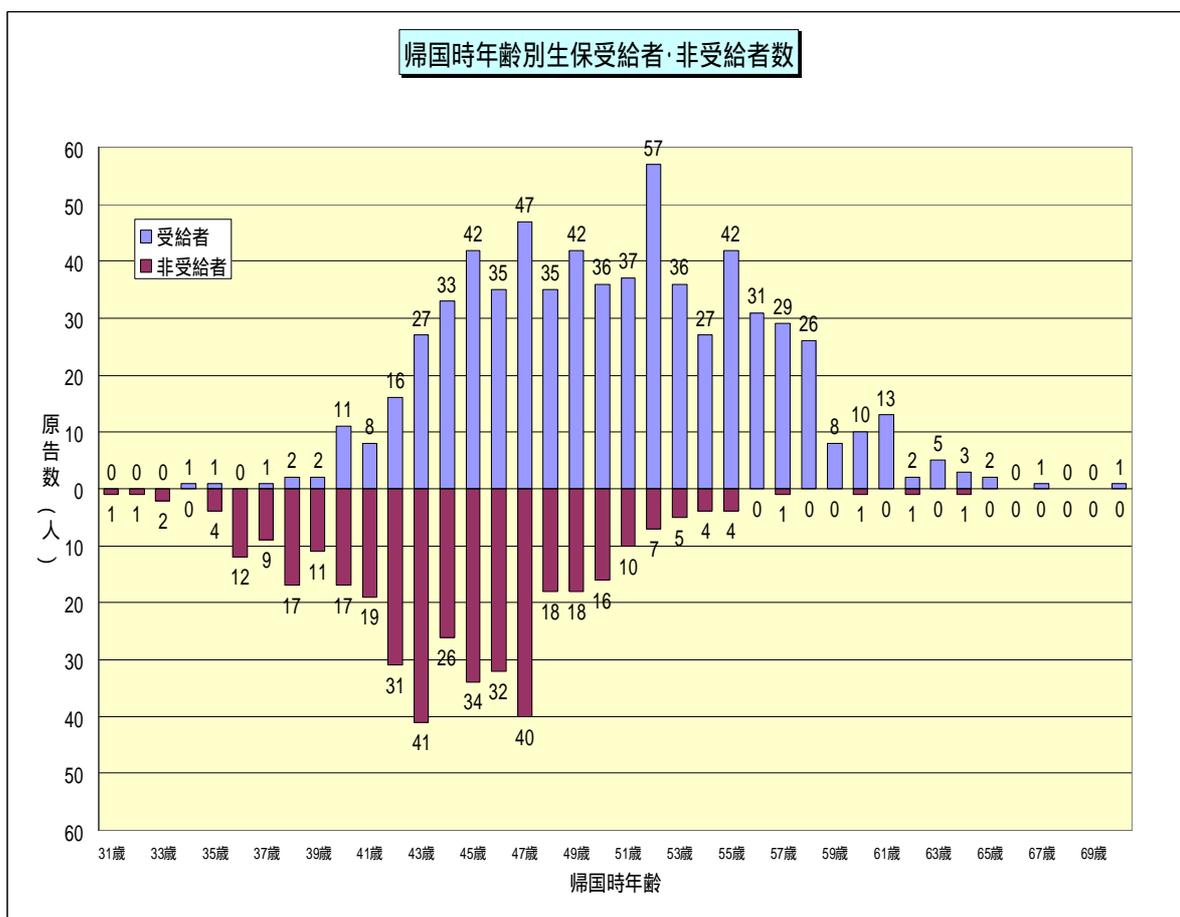
これらの傾向は、帰国年齢が高ければ高いほど、生活保護受給率が高くなる＝帰国後の自立が困難となることを示している。

《図8》



橋詰判決は、中国「残留孤児」に対して早期帰国を支援する高度に政治的な責務の懈怠は、自立支援義務の裁量の幅を狭めるものであると判示している。すなわち「このような政府自身による先行行為の積み重ねがあり、それにより日本社会での適応に困難を来たす状態での永住帰国を余儀なくされた残留孤児の場合、(中略)政府関係者(厚生大臣)は、条理により、残留孤児が日本社会で自立して生活するために必要な支援策(中略)を講ずべき法的義務(自立支援義務)があった」のであり、このような意味での自立支援義務については、「残留孤児の発生及び帰国遅延に関する特殊事情に照らせば、政府は、人道的見地から最善を尽くすべきであったというべきであり、施策の取捨選択の裁量は狭い。」と判決は指摘している(甲総155の1, 199~200頁)。

《図9》



上記の図9は、帰国時年齢ごとに、生活保護の受給者と非受給者を対比してみた図であり、図8でわかる傾向がより顕著に見て取れる。生活保護受給率の推移は、被告の自立支援義務違反の何よりの証拠であり、橋詰判決の上記指摘が、まさしく自立しようと思っても自立できない原告らの困難な状況を正しくとらえていたものであったことが証明されている。

9 まとめ

以上1052名の原告の状況を分析してわかることは、原告らの帰国の状況、判明・未判明の状況は、原告ら個人の事情によるものではなく、被告の政策によりその運命が翻弄されてきたものであること、その誤った政策の結果である帰国の遅延が、原告らの今日の窮状に直接の因果関係を有する原因となっているということである。もとより、本件訴訟も原告ら1人1人の損害に対する司法上の救済を求めるものであり、原告ら個々人の状況によって以上の傾向が多少の影響を受け、個人差のあることは原告らも必ずしも否定しない。しかしながら、本訴訟原告ら1052名の状況は、その数からしても、全国で約2500名いるといわれているいわゆる中国「残留孤児」が強いられた過酷な運命を端的に示していることは間違いなく、「孤児」らに対する被告の政策の誤りをこれ以上雄弁に物語るものはないといえるのである。

以 上